



別府 下町 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目 六丁目 七丁目 八丁目 九丁目 十丁目 十一丁目 十二丁目 十三丁目 十四丁目 十五丁目 十六丁目 十七丁目 十八丁目 十九丁目 二十丁目 二十一丁目 二十二丁目 二十三丁目 二十四丁目 二十五丁目 二十六丁目 二十七丁目 二十八丁目 二十九丁目 三十丁目 三十一丁目 三十二丁目 三十三丁目 三十四丁目 三十五丁目 三十六丁目 三十七丁目 三十八丁目 三十九丁目 四十丁目 四十一丁目 四十二丁目 四十三丁目 四十四丁目 四十五丁目 四十六丁目 四十七丁目 四十八丁目 四十九丁目 五十丁目 五十一丁目 五十二丁目 五十三丁目 五十四丁目 五十五丁目 五十六丁目 五十七丁目 五十八丁目 五十九丁目 六十丁目 六十一丁目 六十二丁目 六十三丁目 六十四丁目 六十五丁目 六十六丁目 六十七丁目 六十八丁目 六十九丁目 七十丁目 七十一丁目 七十二丁目 七十三丁目 七十四丁目 七十五丁目 七十六丁目 七十七丁目 七十八丁目 七十九丁目 八十丁目 八十一丁目 八十二丁目 八十三丁目 八十四丁目 八十五丁目 八十六丁目 八十七丁目 八十八丁目 八十九丁目 九十丁目 九十一丁目 九十二丁目 九十三丁目 九十四丁目 九十五丁目 九十六丁目 九十七丁目 九十八丁目 九十九丁目 百丁目

此の書は、人々の
心をなやませ、
世を治むるに
用ひたる書なり。
其の旨は、
仁徳を以て
人を治むるに
在り。故に
天子は、
此の書を以て
治むるに
用ひ、
臣は、
此の書を以て
治むるに
用ひ、
民は、
此の書を以て
治むるに
用ひ、
故に、
此の書は、
世を治むるに
用ひたる書なり。